

# 福岡県公報

平成24年8月17日  
第3421号

## 目次

### 告示 (第1444号 - 第1464号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
<b>公 告</b>		
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	9
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	10
○平成23年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施	(消防防災指導課)	13
○高圧ガス電気関連台帳システム構築業務の委託に係る提案の募集	(工業保安課)	14

## 告 示

### 福岡県告示第1444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	武 島 線 白 口	前	久留米市荒木町白口1726番3先から 久留米市荒木町白口1987番2先まで	5.0 ～ 7.5	8.0
			後	久留米市荒木町白口1726番3先から 久留米市荒木町白口1987番2先まで	5.0 ～ 11.6	8.0

### 福岡県告示第1445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成24年8月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	本郷基山線 停車場	小郡市吹上1017番1先から 小郡市吹上1014番3先まで

**福岡県告示第1446号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	穂波線 嘉穂	前	嘉麻市西郷84番3先から 嘉麻市貞月473番先まで	7.0 ～ 18.6	206.6
			後	嘉麻市西郷84番3先から 嘉麻市貞月473番先まで	7.0 ～ 18.6	206.6
			後	嘉麻市西郷84番3先から 嘉麻市貞月473番先まで	7.0 ～ 19.0	216.7

**福岡県告示第1447号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 イオン穂波ショッピングセンター
  - 所在地 福岡県飯塚市枝国長浦666番地48ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**福岡県告示第1448号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
糟屋郡篠栗町大字篠栗字本谷568の4・569・570（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1449号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

大野城市大字牛頸569の14、667の180、670の44、670の55

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

569の14、670の55

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1450号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糸島市二丈鹿家字十坊1498の11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1451号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字若杉字タニ582（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1452号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字埋金字ムクノ木山150の2、150の3、150の22

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ムクノ木山150の2・150の3・150の22（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1453号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字向山6317の1、6318の1、6319の1、6324から6327まで、6330、6331、6332の1、6332の2、6333から6338まで、6340から6342まで、6356、6410、6411、6479、字向畑6321の1、6322、字向町6323、字白山6328、字石ノ塔6343、字下り葉山6344の1、6344の2、6345から6350まで、6351の2、6352、6353の1、6353の2、6355、6357から6360まで、字川原6408、字向井山6477、字向田6480

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1454号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所  
福岡市西区大字金武字荒谷309の35
- 指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1455号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告

示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所  
糸島市二丈波呂字大平8の1、8の3、11、13、9・10・12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1456号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所  
宗像市大島字ハダ737、740、745
- 指定の目的  
土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第1457号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

## 1 解除予定保安林の所在場所

糸島市二丈吉井字大山12の198

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 解除の理由

道路用地とするため

---

**福岡県告示第1458号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

## 1 保安林指定施業要件変更予定森林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字埋金字坂谷258の15、258の20、258の31

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂谷258の15、258の20、258の31

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第1459号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和51年3月16日農林省告示第241号（1の豊前市に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1460号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月15日農林省告示第439号(3及び6に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1461号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ウェルフェアみくに野

(2) 代表者の氏名

西本 恭子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県小郡市津古488番地12

(4) 定款に記載された目的

この法人は、小郡市を中心とする地域の高齢者をはじめ広く子供、障害者、地域住民に対して、住み慣れた場所で、馴染みの人々と共に暮らすことを継続するために有効な事業を行うことで、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1462号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 区域の名称 脇山

2 区域の所在地 福岡市早良区脇山一丁目

3 土地の表示

(1) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
福岡市早良区大字脇山字谷	2918番5	1号
〃	2908番	2号
福岡市早良区脇山一丁目	2906番	3号及び4号
〃	2903番	5号
〃	2896番	6号

(2) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号7号から16号までを順次結んだ線及び標

柱番号7号と16号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
福岡市早良区大字脇山字木屋谷	2933番2	7号
福岡市早良区脇山一丁目	879番1地先道路敷	8号
〃	883番15	9号
〃	883番1	10号
〃	886番1	11号
〃	2859番1	12号
〃	2867番1地先道路敷	13号
〃	2887番1	14号
〃	2926番9	15号
〃	2925番	16号

#### 福岡県告示第1463号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市大崎字小園1031番1及び1032番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小郡市小坂井159番地10  
荒巻 真介

#### 福岡県告示第1464号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字酒殿字奥小路1356番1、1356番8から27まで、1359番3の一部及び1359番5の一部並びに字後畑1245番5の一部、1254番5及び1263番3並びにこれらの区域内の里道である町有地の一部

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東比恵一丁目5番5号

九州八重洲 株式会社

代表取締役 山口 元嗣

## 公 告

#### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 落札に係る特定役務の名称

不正薬物・爆発物車載型探知装置賃貸借

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

#### 3 落札者を決定した日

平成24年7月19日

#### 4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

日立キャピタルオートリース株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区店屋町1-35

#### 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）



65,847,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成24年6月8日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

警察コミュニケーションシステム用サーバ等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年9月5日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

警察コミュニケーションシステム用サーバ等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部情報管理課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

## (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

## (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年9月26日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

## (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

## (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

## (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

## (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2236

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

## (1) 期間等

平成24年8月17日(金)から平成24年9月25日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

## (2) 場所

5の部局とする。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の受領期限及び提出場所

## (1) 受領期限

平成24年9月26日（水）午後5時45分

## (2) 提出場所

5の部局とする。

## (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

## 10 開札の日時及び場所

## (1) 日時

平成24年9月27日（木）午前10時30分

## (2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(6) その他詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for server computers and peripheral devices for the Police Communication System

- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 PM on September 26, 2012
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural  
Police Headquarters  
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan  
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext 2236)

### 公告

平成24年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のように実施する。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施する講習  
消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による消防設備士に対する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）
- 2 受講対象者  
(1) 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の者  
(2) 消防設備士講習を受講した日以降における最初の4月1日から5年以内の者（諸事情により受講していない者も対象となる。）
- 3 講習科目等  
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項  
ア 工事整備対象設備等に関する規制の概要  
イ おおむね過去5年間における工事整備対象設備等の技術上の基準の改正要点  
ウ おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点  
エ 消防設備士の責務  
オ 特異な火災事故例及びその問題点  
カ その他防火に関する事項  
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

- ア 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点  
イ 工事整備対象設備等の試験基準及び点検要領  
ウ 工事整備対象設備等の奏功例並びに事故例及びその問題点  
エ 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点  
(3) その他  
講習終了後効果測定を行うものとする。

### 4 講習の区分及び対象

- (1) 講習は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者を対象として実施するものとする。

講習区分	講習対象者(消防設備士の種類)
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士
特殊消防用設備等	特類の甲種消防設備士

### 5 講習期日及び場所

講習期日	講習区分	場 所	
		講習会場	所在地
平成24年10月17日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	田川市 田川地区消防本部	田川市大字川宮1570
平成24年10月18日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成24年10月30日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	久留米市 久留米地域職業訓練センター	久留米市東合川5-9-10
平成24年10月31日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成24年11月1日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上

平成24年11月2日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成24年11月6日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜1-3-3
平成24年11月7日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成24年11月15日 (木曜日)	警報設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成24年11月8日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成24年11月9日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成24年11月16日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成24年11月20日 (火曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成24年11月13日 (火曜日)	特殊消防用設備等 甲特類	同 上	同 上
平成24年11月13日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成24年11月14日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成24年12月4日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	北九州市 北九州市立男女共同参画 センター	北九州市小倉北区大手町 11-4
平成24年12月5日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成24年12月6日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成24年12月7日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成24年12月10日 (月曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成24年12月11日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上

講習時間は、講習会場によって異なる。

田川市、久留米市、福岡市は、午前9時15分から午後5時までとする。

北九州市は、午前9時45分から午後5時30分までとする。

## 6 受講手続

### (1) 受講申請書の交付

受講申請書は、福岡市中央区舞鶴三丁目1番10号セレス赤坂門ビル5階 財団法人福岡県消防設備安全協会又は最寄りの消防本部（署）で平成24年8月20日(月)から交付する。

### (2) 受講料

受講料7千円は、福岡県領収証紙により納付すること。

### (3) 受付の期間及び場所

持参による場合は、平成24年8月27日(月)から平成24年9月28日(金)までの間、郵送による場合は平成24年9月28日(金)までの消印のあるものに限り、財団法人福岡県消防設備安全協会において受け付ける。

## 7 受講修了の検印

受講修了者に対して、消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を修了した証として、消防設備士免状に福岡県知事の検印を押印する。

## 8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 受講手続きの問合せは、財団法人福岡県消防設備安全協会（電話092-722-1265）に対して行うこと。

## 公告

次のとおり高圧ガス電気関連台帳システム構築業務の委託に係る提案を募集します。

平成24年8月17日

福岡県知事 小川 洋

## 1 提案の内容

高圧ガス電気関連台帳システム構築業務の委託に係る提案（詳細は提案説明書によ

るほか、説明会を開催する。)

## 2 提案参加者の資格

提案参加に当たっては、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 福岡県内に本社又は事業所を有する者
- (2) 国、地方公共団体又は民間企業において、過去にデータベースの企画、編集及び制作を行った実績がある者
- (3) 本業務委託は、緊急雇用創出事業に基づき実施されるものであるため、発注仕様に基づき、新規に3名以上の失業者を雇用し当該業務に従事させる等の雇用の創出を確実に履行することが出来る者

## 3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の名称及び場所

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県商工部工業保安課

電話番号 092-643-3439

- (2) 提案説明書の交付

### ア 期間

この公告の日から平成24年8月31日(金)までの、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで

### イ 方法

(1)の部局において、無料で直接交付する。

- (3) 説明会の開催

### ア 日時

平成24年8月23日(木)午前10時30分から午前12時まで

### イ 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁商工部会議室(北棟7階)

### ウ その他

出席者は1者につき3名までとする。

- (4) 提案書の提出

### ア 期限

平成24年9月3日(月)午後5時(締切厳守のこと。)

### イ 方法

(1)の部局に直接持参すること(ただし、県の休日には受領しない。)